



福井労発基 1129 第1号
令和元年 11月 29日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福井県支部長 殿

福井労働局長



「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内における労働災害による死者数は関係各位の御尽力により着実に減少し、平成29年には過去最少の5人であったものの、昨年は倍増し10人の尊い命が労働災害で失われ、本年も既に10人が労働災害で死亡しており、危機的な状況にあります。

この急増する死亡災害に歯止めをかけるため、今般、当局においては、本年12月1日から令和2年1月31日までの期間を「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」と定め、より一層の労働災害防止対策の強化を図ることとした。

つきましては、貴職におかれでは、安全・安心な職場の実現は、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらすことを踏まえ、本強化期間中、災害防止団体として別添要綱に基づき災害防止活動を実施していただくとともに、会員事業場等に対し、別添要綱の実施事項及び具体的取組事項を周知していただきますよう要請いたします。

福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間実施要綱（抜粋）

【趣 旨】

福井労働局における労働災害による死亡者は、平成29年には過去最少の5人であったものの、昨年は倍増し10人の尊い命が労働災害で失われ、本年も既に昨年と同数の10人が労働災害で死亡しており、危機的な状況にあります。

この危機的な現状において、働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念を再認識し、日々の仕事が安全なものとなるよう、福井労働局労働災害防止緊急対策強化期間を設定して、労働災害防止対策の徹底を図ることとした。

【実施期間】

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで

【事業者が行うべき具体的な事項】

1 全業種における事項

(1) 「安全の見える化運動」に取り組むこと

ア 「トップの所信表明・安全宣言の見える化」の一環として、経営トップ自らが安全衛生について所信表明等を行い、率先して安全衛生に取り組むよう呼び掛けを行うこと。

イ 「危険・有害性の見える化」に取り組み、危険・有害性のある箇所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業等について、確認ポイント等を図示、語句、写真、光、音等(以下「図示等」という)により、注意喚起を行うこと。

ウ 「安全ルールの見える化」に取り組み、通常作業における作業手順、確認ポイント等を図示等により注意喚起を行うことにより、各作業者の遵守事項を表示し、安全衛生対策を徹底すること。

(2) 安全衛生活動の推進

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(3) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階級別の大規模な安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 年間を通じた安全衛生管理活動計画の策定、実行、評価及び改善の実施

ウ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(4) 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

(5) 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(6) 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始時間前の点呼の実施

(7) 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- イ 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ウ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- エ 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

(8) 冬季特有災害防止対策

- ア 玄関、屋外通路、駐車場など転倒危険場所のパトロールの実施
- イ 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- ウ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
- エ 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- オ 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

2 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (1) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (2) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (3) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (4) トラックの逸走防止措置の実施
- (5) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施